

時価等情報

■ 有価証券関係

※中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	種類	平成30年9月期			令和元年9月期		
		中間貸借対照表計上額	時 価	差 額	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	32,662	33,249	586	21,572	21,948	376
	社債	600	620	20	1,350	1,372	22
	小計	33,262	33,869	606	22,922	23,321	399
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	100	99	△ 0	50	49	△ 0
	小計	100	99	△ 0	50	49	△ 0
合 計		33,362	33,969	606	22,972	23,371	399

2. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

種 類	平成30年9月期	令和元年9月期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社株式	75	75
関連会社株式	-	-
合 計	75	75

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

3. その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	種類	平成30年9月期			令和元年9月期		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差 額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差 額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	11,511	4,196	7,314	10,176	3,954	6,222
	債券	102,803	101,329	1,473	108,195	106,321	1,874
	国債	41,997	41,476	521	39,206	38,287	918
	地方債	36,704	36,127	577	45,752	45,158	593
	社債	24,101	23,725	375	23,237	22,875	361
	その他	268	199	68	241	199	41
	小計	114,583	105,726	8,856	118,614	110,475	8,138
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	131	146	△ 15	412	488	△ 76
	債券	16,891	16,970	△ 78	767	769	△ 1
	国債	8,999	9,025	△ 25	-	-	-
	地方債	7,009	7,058	△ 49	-	-	-
	社債	883	886	△ 3	767	769	△ 1
	その他	371	381	△ 10	355	362	△ 7
	小計	17,394	17,498	△ 104	1,535	1,621	△ 85
合 計		131,977	123,225	8,752	120,149	112,096	8,053

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

種 類	平成30年9月期	令和元年9月期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
株 式	234	226
その他	5	4
合 計	239	231

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前中間期及び当中間期における株式の減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、あるいは中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもののうち時価の回復する見込みがない場合にはすべて減損処理を行っております。

■金銭の信託関係

該当ありません。

■その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	平成30年9月期	令和元年9月期
評 価 差 額	8,752	8,053
その他有価証券	8,752	8,053
その他の金銭の信託	-	-
(△)繰延税金負債	△2,658	△2,452
その他有価証券評価差額金	6,093	5,601

デリバティブ取引

平成30年9月期および令和元年9月期

■ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 金利関連取引

該当ありません。

2. 通貨関連取引

通貨関連取引について為替予約取引等を行っておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

3. 株式関連取引

該当ありません。

4. 債券関連取引

該当ありません。

5. 商品関連取引

該当ありません。

6. クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

■ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

1. 金利関連取引

該当ありません。

2. 通貨関連取引

通貨関連取引について為替予約取引等を行っておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

3. 株式関連取引

該当ありません。

4. 債券関連取引

該当ありません。